

紹介手数料の返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が、3ヶ月以内に自己都合退職または、本人の責による懲戒解雇となった場合には、受け取った紹介手数料を以下の料率により返戻いたします。

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 1ヶ月以内 | 80% |
| (2) 1ヶ月を超えて3ヶ月以内 | 50% |
| (3) 3ヶ月を超えた場合 | 返戻金なし |

※契約におきまして上記とは異なる取り決めをする場合があります。

チューケン株式会社

有料職業紹介事業許可番号:35-ユ-300169